

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いします。

(1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

なお、昨今の情勢を鑑み、研修のひとつとして新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたポイントについての動画「職員のためのそうだったのか！感染対策！」シリーズをご活用ください。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみに所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

(3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイトを参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所

イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。

（愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイト参照）

2 指導の種類

市が行う指導には、集団指導、実地指導及び監査があります。

(1) 集団指導

各事業所に対し情報提供等を個別に行うのではなく、全体に対して行うものです。安城市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解

の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 実地指導

実地指導には、市が事業所に伺うものと、愛知県と合同で伺うものがあります。実地指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、県が指定権者のサービスに指導を行う際は、県職員も伺います。

指導対象サービスの指定権者	事業所に伺う職員
県	県職員＋市職員 (指導は県職員が行います。)
県・市 両方	県職員＋市職員 (両者から指導を行います。)
市	市職員のみ

県との合同指導に際しては、県から事前調査（自己点検シート）書類及び改善指示事項に対する改善状況報告について提出を指示されますが、愛知県への提出に加え安城市にも同書類を提出してください。

市のみで実施する指導については、「3 実地指導について」にて説明します。

(3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 実地指導について

安城市では、原則として3年に一度は実地指導を行っています。実地指導では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の実地指導において、勤務形態一覧表や運営規程等の書類を事前提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

(2) 改善指示事項

実地指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善をはかっていただくようお願いします。

(3) 総合事業の実地指導

総合事業の実地指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実地を図るための指針」に基づき実施します。県の合同指導時に同時で実施したり、市単独で実施したりします。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分

の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって実地指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況

令和2年4月～令和3年2月指導事業所 11事業所

新型コロナウイルス感染症の影響により実施数が例年に比べ、少なくなっております。状況を見ながら実施してまいりますのでご了承ください。

(6) 主な指導内容【令和2年4月～令和3年2月実施分】

ア サービス共通

指導内容		
運営基準	1	勤務場所が労働契約書等に記載されている場所と異なる職員がいるため、正しい内容で作成すること。
	2	労働契約書の保管が無い職員、雇用期間が経過している職員がいるため、最新の労働契約書を備え付けること。

イ 地域密着型通所介護（療養通所介護）・介護予防通所サービス・生活支援通所サービス・認知症対応型通所介護

指導内容		
運営基準	1	複数の職種を兼務しているものについては、辞令等により兼務関係を明確にすること。
	2	運営規程と重要事項説明書の整合性を図り、適切な表現に改めること。
	3	サービスの提供開始に際し、第三者評価の実施状況について文書を交付した上での説明が必要なため、重要事項説明書に記載する等すること。
	4	認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

ウ 認知症対応型共同生活介護

指導内容		
人員基準	1	届出の内容と運営の実態が異なっているため、実態に即した届出を提出すること。
	2	管理者は事業所の管理業務に支障がない場合に限り当該事業所の他の職務に従事することは可能であるが、一日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこと。

	3	日中は利用者 3 名に対し、常勤換算方法で 1 名以上の介護職員の配置が必要であるが、配置を満たしていない日があるので、人員配置を改めること。
	4	計画作成担当者は専従であり、利用者の処遇に支障がない場合にのみ当該共同生活住居における他の職務に従事することができることに留意すること。
運営基準	1	利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、介護従業者を固定する等継続性を重視したサービス提供に配慮すること。
	2	資格証を確認する上で、姓が変わった者については、戸籍抄本等により確認が取れるよう整備すること。
	3	複数の職種を兼務しているものについては、辞令等により兼務関係を明確にすること。
	4	サービスの提供開始に際し、第三者評価の実施状況について文書を交付した上での説明が必要なため、重要事項説明書に記載する等すること。
	5	重要事項説明書と運営規程の記載を実態に合わせ変更し、整合性を図ること。
	6	研修参加者に偏りがあるため、従業者に対しその資質向上のための研修の機会を確保すること。
介護給付費算定	1	入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をすること。
	2	入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。
	3	計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。利用者以外が代筆した場合は、利用者の氏名と代筆者の氏名及び続柄等を併記して署名をもらうこと。
	4	医療連携体制加算Ⅰの要件として、重度化した場合の対応に係る指針の内容を入居の際に利用者又はその家族に対して説明することとなっているが、当該指針の説明をしていないため、早急に説明をする機会を設けること。

エ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

指導内容		
人員基準	1	昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は

		看護職員の配置が必要であるが、不在の時間帯があるため、早急に改めること。
運営基準	1	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の記載がないため記載すること。
	2	研修参加者に偏りがあるため、従業者に対しその資質向上のための研修の機会を確保すること。
	3	介護職のユニット間の兼務があるので、いわゆる「馴染みの関係」を考慮し、単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置する必要があることに留意すること。
	4	サービス担当者会議は計画書同意の前に行い、記録を整備すること。
	5	施設サービス計画書は、文書により入所者の同意を得ること。利用者以外が代筆した場合は、利用者の氏名と代筆者の氏名及び続柄等を併記して署名をもらうこと。
	6	入居、退居に際して年月日と施設名称を利用者の被保険者証に記載すること。

オ 小規模多機能型居宅介護

指導内容		
人員基準	1	昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員の配置が必要であるが、不在の時間帯があるため、早急に改めること。
	2	介護職のユニット間の兼務があるので、いわゆる「馴染みの関係」を考慮し、単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置する必要があることに留意すること。
運営基準	1	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の記載がないため記載すること。
	2	重要事項説明書に記載する職員の員数について、漏れ・抜けがあるため記載すること。
介護報酬算定	1	サービス担当者会議は計画書同意の前に行い、記録を整備すること。
	2	施設サービス計画書は、文書により入所者の同意を得ること。利用者以外が代筆した場合は、利用者の氏名と代筆者の氏名及び続柄等を併記して署名をもらうこと。
	3	入居、退居に際して年月日と施設名称を利用者の被保険者証に記載すること。

カ 介護予防支援

指導内容		
運営基準	1	個人情報利用同意書の日付の記入が漏れていた利用者があるため、記入漏れが無いようにすること。

	2	資格証を確認する上で、姓が変わった者については、戸籍抄本等により確認が取れるよう整備すること。
--	---	---

4 勤務形態一覧表の参考様式について

介護保険最新情報V o 1. 8 7 6にて、勤務形態一覧表の新しい参考様式例が提示されました。これまでの様式よりも文書作成の手間が軽減される可能性があります。市公式ウェブサイトの様式掲載ページに、新様式を掲載しますので、ご利用ください。

5 地域密着型サービスの利用について

平成18年に創設された地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としています。そのため、本市の地域密着型サービスは、原則、安城市に住民票のある人のみが利用できます。以下に該当する場合は、安城市（本市）の地域密着型サービスは利用することができませんので、ご注意ください。

- (1) 安城市に住民票がない場合。（実際に住んでいるのが安城市であったとしても、住民票を市外に置いたままの場合は利用不可。）
- (2) これまで他市町村に住民票を置いていた人が、安城市の地域密着型特定施設やグループホームに直接入居する場合。

なお、市町村によって地域密着型サービスの取扱いが異なる場合もございますので、詳細は担当市町村の介護保険部局へご確認ください。

6 各種手続きの押印廃止について

文書作成の負担軽減のため、国や県において申請書等の押印廃止の手続きが行われおりますが、本市においても同様の取扱いを令和3年4月1日から実施いたします。

したがって、令和3年4月1日以降の各サービスの指定申請書、変更届出書、業務管理体制に係る届出書、その他の各種手続きにおいて押印不要となりますので、ご承知おきください。

7 【地域密着・居宅・総合事業】変更届・加算届について

- (1) 変更届について

- ① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ることとする。
- ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。

（愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。）

※その都度の届出はなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること

◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること

◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと

◎次の職種でないこと

ア 管理者（全サービス）

イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）

ウ 介護支援専門員（全サービス）

エ 計画作成担当者

（２）加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15 日以前に届出 → 翌月から 16 日以降に届出 → 翌々月から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 （届出を受理した日が月の初日である場合は当該月）

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>変更及び加算の届出について (20 ページ参照)

8 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

- ・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について (23 ページ参照)

9 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内

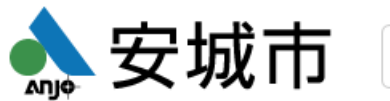


福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

医療助成制度

- ・子ども医療
- ・心身障害者医療
- ・母子・父子家庭医療
- ・精神障害者医療
- ・後期高齢者福祉医療費給付制度
- ・自立支援医療(精神通院)
- ・自立支援医療
- ・小児慢性特定
- ・養育医療
- ・精神障害者医療
変更します。



ホーム

総合トップ

ホーム > 暮らす > 健康、福祉

健康

③「福祉・介護・医療」
クリック

福祉・介護・医療

④「高齢者の福祉」
クリック

高齢者の福祉



総合トップに戻る

Google カスタム検索

ホーム

暮らす

学ぶ

市政

総合トップ

ホーム > 暮らす > 高齢者の福祉

いいね!

高齢者の福祉

■ 個人向け情報

介護保険制度案内ページ／利用できるサービス(介護保険サービス・介護
市内事業所一覧／予防・介護の知恵袋／認知症／支援活動／在宅医療／各種申請書

■ 事業者向け情報

介護保険事業者向け情報／地域密着型サービス事業者・介護予防支援／
介護予防・日常生活支援総合事業／居宅介護支援事業者向け情報／在宅医療・介護連携拠点推進

■ その他

あんジョイプラン／施設整備／各種審議会／介護・福祉の仕事に関する情報 など

⑤「事業者向け情報」
クリック

重要な事項については太枠で囲ってありますので、随時ご確認ください。

事業者向け情報

■ 新型コロナウイルス感染症情報

- [愛知県緊急事態宣言](#)（令和2年8月7日更新）
- [新型コロナウイルス感染症に係る国・県からの通知等](#)(随時更新)
- [高齢福祉課からのお知らせ](#)(令和2年6月9日更新)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援金）に](#)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事](#)
- [介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金につ](#)

■ 介護保険事業者向け情報

- [関係条例・規則・要綱](#)
- [事故報告書について](#)
- [介護報酬改定について](#)
- [事業者連絡調整会議](#)
- [介護保険最新情報Vol.715~](#)(随時更新)
- [介護保険最新情報Vol.600~714](#)
- [介護保険最新情報Vol.511~599](#)
- [災害に係る厚生労働省からの事務連絡](#)(令和3年1月7日更新)
- [国・県からのお知らせ](#)(令和3年2月25日更新)
- [事業者向け研修のお知らせ](#)(令和3年2月16日更新)
- [訪問介護届出について（居宅介護支援基準第13条第18号の2に係](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)
- [更新について](#)
- [変更及び加算の届出について](#)
- [休止・廃止・再開の届出について](#)

処遇改善加算等、各種届出の様式はこれからダウンロードしてください。

■ 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者

- [業務管理体制に関する届出について](#)
- [特定事業所集中減算の届出について](#)
- [指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス（お泊）](#)
- [定員が18人以下の通所介護の移行について\(平成28年度\)](#)（外

■ 介護予防・日常生活支援総合事業

- [令和2年度短期集中型介護予防サービス事業の実施事業者募集](#)
- [介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について](#)（令和
- [安城市介護予防・生活支援総合事業指定事業者一覧](#)
- [運営の手引き](#)
- [サービス事業費の請求について](#)
- [基本チェックリスト](#)
- [国・県からのお知らせ](#)
- [介護予防・生活支援サービス事業アンケート等](#)

■ 居宅介護支援事業者向け情報

- [居宅介護支援費に係るターミナルマネジメント加算の取扱いに](#)
- [介護保険住宅改修施工事業者研修会](#)